

地方自治法第180条第1項の規定による市長専決 処分事項

〔平成15年5月22日〕
〔議会告示第1号〕

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による市長専決処分事項を次のとおり指定する。

法律上その義務に属する損害賠償の額を1件100万円（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第13条の規定に基づく保険金があるときは、当該保険金額に100万円を加えた金額）以内で定めること。

附 則

この指定は、平成15年6月1日から効力を生ずる。